

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

由利本荘市
平成27年4月

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧本荘市地域

(1) 現況

本地域は、平場地域では、子吉川下流の本荘平野を中心に、米のほか、そば等を栽培している。また、東部を中心とした丘陵地域では、棚田等において稲作経営が行われている。加えて、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、有機栽培や減農薬などの名前を付した農産物のブランド化に取り組んでいるところである。

近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。また、振興山村、特定農山村、過疎地域に指定されるなど、丘陵地域は平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。加えて、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号、同項第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同作業を促進するとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧矢島町地域

(1) 現況

本地域は、鳥海山を源とする子吉川が地域の中央部を南北に貫流し、両側には帯状平坦地が拓けており、米や野菜を栽培している。東部は起伏の多い出羽丘陵の山麓地域で、豊富な水資源を活用した稲作経営が行われており、有機栽培や減農薬などの名前を付した農産物のブランド化に取り組んでいるところである。

近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。また、振興山村、特定農山村、過疎地域に指定されるなど、丘陵地は平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを

行うことが必要である。加えて、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号、同項第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同作業を促進するとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧岩城町地域

(1) 現況

本地域は、由利本荘市の北側に位置し、県都秋田市と由利本荘市大内地域・本荘地域に隣接した、国道7号線沿いの地域である。

平場地域の作目は水稻を中心とし、転作田への大豆や露地野菜などが主で、近年においては、そばの栽培が増加している。また、内陸側の丘陵地域では棚田等の稲作を中心に、平場地域と同様の作目が栽培されている。

加えて、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、有機栽培や減農薬などの名前を付した農産物のブランド化に取り組んでいるところである。

近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。また、振興山村、特定農山村、過疎地域に指定されるなど、丘陵地域は平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。加えて、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号、同項第3号に掲げる事業を推進し、農家が協力して、農地の法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同作業を促進するとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧由利町地域

(1) 現況

本地域は、鳥海山北麓に広がる鳥海高原と出羽山地に囲まれた地域であり、中央部を子吉川が横断し、山間部70%、平野部30%で農山地を構成している。平野部では、由利大地の広がる稲作地帯であり、米のほか、大豆、野菜等を生産している。また、鳥海山北麓を中心とした山間部では、棚田等において稲作経営が行われている。加えて、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、有機栽培や減農薬などの名前を付した農産物のブランド化に取り組んでいるところである。

近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。また、過疎地域に指定されるなど、丘陵地域は平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。加えて、環境負荷の軽減に考慮した農業の生産方針を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号、同項第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動を促進するとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 旧大内町地域

(1) 現況

本地域は、秋田県の南西部に位置し、標高200～600mの出羽丘陵に囲まれ、面積182km²、人口およそ8千人の中山間地域である。農業を基幹産業とし、稲作を主体にした複合経営をめざし、良質米の安定増収とミニトマト、サヤエンドウ、スイカ等を中心とする畑作の振興、又、畜産は肉用牛の繁殖を主体に多頭化を図り、肥育の一貫経営へも積極的に取り組むことにより経営の安定に努めている。加えて、有機栽培や減農薬栽培などの名前を付した農産物のブランド化に取り組んでいるところである。

近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業施設を維持していくことが難しくなっている。また、振興山村、特定農山村、過疎地域に指定されるなど、丘陵地域は平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。加えて環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となってきた。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号、同項第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の掃除等の共同作業を促進するとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 旧東由利町地域

(1) 現況

本地域は、出羽丘陵のほぼ中心部にあって、周囲は出羽丘陵最高峰標高713mの八塩山をはじめ、18を数える300m以上の山々が連なる典型的な中山間地域であり、地域の中心部の平坦地標高は約110mである。

地域の全面積の約8割を占める山林及び農用地が生産基盤であり、農業は、稲作を

中心に畜産、葉たばこ、畑作を加えた複合経営農業が営まれている。

畜産は、肉用黒毛和牛の繁殖経営が盛んで、これらの畜産農家から出る堆肥を投入した土作りや減農薬等による良質米や野菜、飼料作物の栽培に取り組む資源循環型農業が展開されている。

しかし、近年、高齢化や担い手不足等により農地や農業用施設を維持していくことが困難になってきており、地域が一体となった農山村環境の保全が課題となってきている。

また、振興山村、特定農山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。加えて、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して行う農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同作業並びに地域が一体となった農山村環境の保全活動を促進する。

加えて、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物の多様性を保全し多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 旧西目町地域

(1) 現況

本地域は、地域の中央部を西目川が南北に貫流し、東西に跨がる平場地域を中心に、米や大豆のほか、キャベツ等の野菜を栽培している。南西部は鳥海山麓の支脈に囲まれた丘陵地帯となっており、稲作のほか、りんごを主とした果樹栽培を振興している地域であり、稲作との複合経営が営まれている。加えて、有機農業や減農薬などの名前を付した農産物のブランド化に取り組んでいるところである。

近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。また、過疎地域に指定されるなど、丘陵地域は平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。加えて、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号、同項第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同作業を促進するとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

8. 旧鳥海町地域

(1) 現況

本地域は、鳥海山麓に位置し、子吉川支流の棚田等において米のほか、そば等を栽培している。また、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、有機栽培や減農薬などの名前を付した農産物のブランド化に取り組んでいるところである。

近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業施設を維持していくことが難しくなっている。また、振興山村、特定農山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組みを行うことが必要である。加えて、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、同項第2号、同項第3号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同作業を促進するとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
旧本荘市地域 旧矢島町地域 旧岩城町地域 旧由利町地域 旧大内町地域 旧東由利町地域 旧西目町地域 旧鳥海町地域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- ・ 「秋田県農地・水・環境保全向上対策地域協議会」を前身とした推進組織を事業推進上必要な組織とし、実施体制の中核として位置づけることとする。
- ・ 本制度の評価等を行う第三者委員会は設置しないこととする。
- ・ 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、別紙のとおり定めることとする。

1) 第6期における対象農用地及び対象者について

促進計画（別紙）

法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払）の実施に関し、以下のとおり定める。

1 農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

由利本荘市全域（過疎地域）

由利本荘市（特定農山村地域：小友村、石沢村、北内越村、松ヶ崎村、矢島町、亀田町道川村、川内村、直根村、笹子村、下郷村、玉米村、岩谷村、下川大内村、上川大内村、北内越村2-2）

由利本荘市（振興山村地域：小友村、石沢村、北内越村、松ヶ崎村、矢島町、亀田町、道川村、直根村、笹子村、下郷村、玉米村、上川大内村）

イ 対象農用地

(a) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(b) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象（田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地）

2 対象者（実施要領第6の1の(2)の個別協定における認定農業者に準ずる者について）

認定農業者に準ずる者とは、人・農地プランの「今後の地域の中心となる経営体（担い手）」に搭載されている集落営農の構成員及び担い手等、市長が認めたものとする。